

第三節 予 防

○甲府地区広域行政事務組合火災予防条例

(昭和五十一年十月十五日)
条 例 第 五 号

改正

昭和五十五年 三月三十一日条例第三号
昭和五十九年 三月三〇日条例第二号
昭和六〇年 二月二十五日条例第六号
平成 元年 二月二十六日条例第一〇号
平成 四年 四月 一日条例第四号
平成 六年 二月二十六日条例第二号
平成一〇年 三月二十六日条例第四号
平成一一年 三月三〇日条例第四号
平成一二年 二月二十四日条例第一〇号
平成一二年 二月二十五日条例第八号
平成一二年 二月二十五日条例第九号
平成一三年 二月二十五日条例第一〇号
平成一四年 七月三十三日条例第五号
平成一四年 九月九日条例第六号
平成一六年 三月二十五日条例第三号
平成一七年 七月三十三日条例第三号
平成一七年 七月三十三日条例第四号
平成一七年 七月三十三日条例第五号
平成一七年 二月二七日条例第一〇号

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 削除

第三章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第一節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第三

条―第十七条の三)

第二節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準(第十八条―第二十

二条の二)

第三節 火の使用に関する制限等(第二十三条―第二十八条)

第四節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

(第二十九条)

A (甲府広域二五)

平成一九年 七月二十四日条例第二号
平成二二年 三月二十四日条例第三号
平成二二年 八月二二日条例第七号
平成二二年 十一月二十五日条例第九号
平成二四年 三月二八日条例第二号
平成二四年 七月二十四日条例第三号
平成二六年 三月二八日条例第三号
平成二六年 七月三〇日条例第五号
(一部未施行 三五四一ページ参照)

第八編 業務 (甲府地区広域行政事務組合火災予防条例)

三四〇二(一三四三)

第三章の二 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 (第二十九条の二—第二十九条の七)

第四章 指定数量未滿の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第一節 指定数量未滿の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等 (第三十条—第三十二条)

第二節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等 (第三十三条—第三十四条の二)

第三節 基準の特例 (第三十四条の三)

第五章 避難管理 (第三十五条—第四十二条)

第六章 雑則 (第四十三条—第四十八条)

第七章 罰則 (第四十九条・第五十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、消防法 (昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。) 第九条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第九条の二の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第九条の四の規定に基づき指定数量未滿の危険物等の貯蔵及び取扱い

いの基準等について並びに法第二十二条第四項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、甲府地区広域行政事務組合における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。

第二章 削除

第二条 削除

第三章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第一節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準

(炉)

第三条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合 (不燃材料 (建築基準法) (昭和二十五年法律第二百一号) 第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。) で有効に仕上げをした建築物等 (消防法施行令 (昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。) 第五条第一項第一号に規定する建築物等をい

う。以下同じ。の部分の構造が耐火構造（建築基準法第二条第

七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であつて、間柱、

下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和

二十五年政令第三百三十八号）第一条第五号に規定する準不燃

材料をいう。以下同じ。）で造つたものである場合又は当該建

築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であつて、間柱、下

地その他主要な部分を不燃材料で造つたもの（有効に遮熱でき

るものに限る。）である場合をいう。以下同じ。）を除き、建築

物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災

予防上安全な距離として消防長（消防署長）が認める距離以上

の距離を保つこと。

イ 別表第三の炉の項に掲げる距離

ロ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基

準（平成十四年消防庁告示第一号）により得られる距離

二 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けるこ

と。

三 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない

位置に設けること。

四 階段、避難口等の附近で避難の支障となる位置に設けないこ

第八編 業務（甲府地区広域行政事務組合火災予防条例）

と。

五 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換

気を行うことができる位置に設けること。

六 屋内に設ける場合にあつては、土間又は不燃材料のうち金属

以外のもので造つた床上に設けること。ただし、金属で造つた

床上又は台上に設ける場合において防火上有効な措置を講じた

ときは、この限りでない。

七 使用に際し火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造る

こと。

八 地震その他の振動又は衝撃（以下「地震等」という。）によ

り容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。

九 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。

十 屋外に設ける場合にあつては、風雨等により口火及びバー

ナーの火が消えないような措置を講ずること。ただし、第十八

号の二イに掲げる装置を設けたものにあつては、この限りでな

い。

十一 開放炉又は常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸す

る炉にあつては、その上部に不燃性の天蓋及び排気筒を屋外に

通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火災の伸長によ

り火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な遮へいを設けること。

十二 溶融物があふれるおそれのある構造の炉にあつては、あふれた溶融物を安全に誘導する装置を設けること。

十三 削除

十四 熱風炉に附属する風道については、次によること。

イ 風道並びにその被覆及び支わくは、不燃材料で造るとともに、風道の炉に近接する部分に防火ダンパーを設けること。

ロ 炉からイの防火ダンパーまでの部分及び当該防火ダンパーから二メートル以内の部分は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に十五センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、厚さ十センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

ハ 給気口は、じんあいの混入を防止する構造とすること。

十五 薪、石炭その他の固体燃料を使用する炉にあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある可燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造った床上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造った台上に設けるか、又は防火上有効な底面通気をはかるこ

と。

十六 削除

十七 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。

イ 燃料タンクは、使用中燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造とすること。

ロ 燃料タンクは、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

ハ 燃料タンクとたき口との間には、二メートル以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な遮へいを設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあつては、この限りでない。

ニ 燃料タンクは、その容量（タンクの内容積の九十パーセントの量をいう。以下同じ。）に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造ること。

タンクの容量	板厚
五リットル以下	○・六ミリメートル以上

五リットルを超え二十リットル以下	〇・八ミリメートル以上
二十リットルを超え四十リットル以下	一・〇ミリメートル以上
四十リットルを超え百リットル以下	一・二ミリメートル以上
百リットルを超え二百五十リットル以下	一・六ミリメートル以上
二百五十リットルを超え五百リットル以下	二・〇ミリメートル以上
五百リットルを超え千リットル以下	二・三ミリメートル以上
千リットルを超え二千リットル以下	二・六ミリメートル以上
二千リットルを超えるもの	三・二ミリメートル以上

ホ 燃料タンクを屋内に設ける場合にあっては、不燃材料で造った床上に設けること。

ヘ 燃料タンクの架台は、不燃材料で造ること。

ト 燃料タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。ただし、地下に埋設する燃料タンクにあっては、この限りでない。

チ 燃料タンク又は配管には、有効なる過装置を設けること。

第八編 業務 (甲府地区広域行政事務組合火災予防条例)

A (甲府広域二三)

ただし、ろ過装置が設けられた炉の燃料タンク又は配管にあっては、この限りでない。

リ 燃料タンクには、見やすい位置に燃料の量を自動的に覚知することが出来る装置を設けること。この場合において、当該装置がガラス管で作られているときは、金属管等で安全に保護すること。

ヌ 燃料タンクは、水抜きができる構造とすること。

ル 燃料タンクには、通気管又は通気口を設けること。この場合において、当該燃料タンクを屋外に設けるときは、当該通気管又は通気口の先端から雨水が侵入しない構造とすること。

ヲ 燃料タンクの外面には、さび止めのための装置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた燃料タンクにあっては、この限りでない。

ワ 燃焼装置に過度の圧力がかかるおそれのある炉にあっては、異常燃焼を防止するための減圧装置を設けること。

カ 燃料を予熱する方式の炉にあっては、燃料タンク又は配管を直火で予熱しない構造とするとともに、過度の予熱を防止

する措置を講ずること。

十八 液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料を使用する炉にあつては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするともに、その配管については、次によること。

イ 金属管を使用すること。ただし、燃焼装置、燃料タンク等に接続する部分で金属管を使用することが構造上又は使用上適当でない場合は、当該燃料に侵されない金属管以外の管を使用することができる。

ロ 接続は、ねじ接続、フランジ接続、溶接等とすること。ただし、金属管と金属管以外の管を接続する場合にあつては、さし込み接続とすることができる。

ハ ロのさし込み接続による場合は、その接続部分をホースバンド等で締めつけること。

十八の二 液体燃料又は気体燃料を使用する炉にあつては、必要に応じ次の安全装置を設けること。

イ 炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置

ロ 未燃ガスが滞留するおそれのあるものにあつては、点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置

ハ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置

ニ 電気を使用して燃焼を制御する構造又は燃料の予熱を行う構造のものにあつては、停電時において自動的に燃焼を停止できる装置

十八の三 気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。

十九 電気を熱源とする炉にあつては、次によること。

イ 電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡を生じないように措置すること。

ロ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、必要に応じ温度が過度に上昇した場合において自動的に熱源を停止できる装置を設けること。

2 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 炉の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料そ

他の可燃物をみだりに放置しないこと。

二 炉及びその附属設備は、必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。

三 液体燃料を使用する炉及び電気を熱源とする炉にあっては、前号の点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに行わせること。

四 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

五 燃料の性質等により異常燃料を生ずるおそれのある炉にあっては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。

六 燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、遮光し、又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。

3 入力三百五十キロワット以上の炉にあっては、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、はり又は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸（建築基準法第二条第九号の二に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた室内に設けること。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

A〔甲府広域二三〕

4 前三項に規定するもののほか、液体燃料を使用する炉の位置、構造及び管理の基準については、第三十条及び第三十一条の二から第三十一条の五まで（第三十一条の四第二項第一号から第三号まで及び第八号を除く。）の規定を準用する。
（ふろがま）

第三条の二 ふろがまの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 かま内にすすが付着しにくく、かつ、目詰まりしにくい構造とすること。

二 気体燃料又は液体燃料を使用するふろがまには、空だきをした場合に自動的に燃焼を停止できる装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、ふろがまの位置、構造及び管理の基準については、前条（第一項第十一号及び第十二号を除く。）の規定を準用する。

（温風暖房機）

第三条の三 温風暖房機の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 加熱された空気に、火粉、煙、ガス等が混入しない構造とし、熱交換部分を耐熱性の金属材料等で造ること。

二 温風暖房機に附属する風道にあっては、不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品との間に次の表に掲げる式によって算定した数値(入力七十キロワット以上のものに附属する風道にあっては、算定した数値が十五以下の場合には、十五とする。)以上の距離を保つこと。ただし、厚さ二センチメートル以上(入力七十キロワット以上のものに附属する風道にあっては、十センチメートル以上)の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

風道からの方向	距 離 (単位 センチメートル)
上 方	$L \times 0.70$
側 方	$L \times 0.55$
下 方	$L \times 0.45$

この表においてLは、風道の断面が円形の場合は直径、矩形の場合は長辺の長さとする。

2 前項に規定するもののほか、温風暖房機的位置、構造及び管理の基準については、第三条(第一項第十一号及び第十二号を除く。)

く。)の規定を準用する。

(厨房設備)

第三条の四 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備(以下「厨房設備」という。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 厨房設備に附属する排気ダクト及び天蓋(以下「排気ダクト等」という。)は、次によること。

イ 排気ダクト等は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造ること。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ロ 排気ダクト等の接続は、フランジ接続、溶接等とし、気密性のある接続とすること。

ハ 排気ダクト等は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に十センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分については、この限りでない。

ニ 排気ダクトは、十分に排気を行うことができるものとする

ホ 排気ダクトは、直接屋外に通ずるものとし、他の用途のダクト等と接続しないこと。

ヘ 排気ダクトは、曲り及び立下りの箇所を極力少なくし、内面を滑らかに仕上げること。

二 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋は、次によること。

イ 排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができるグリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置（以下「グリス除去装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のものにあつては、この限りでない。

ロ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ハ 排気ダクトへの火災の伝送を防止する装置（以下「火災伝送防止装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの又は排気

A〔甲府広域二四〕

ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

二 次に掲げる厨房設備に掲げる火災伝送防止装置は、自動消火装置とすること。

(イ) 令別表第一(一)項から四項まで、(五)項イ、(六)項イ、(七)項イ、(十六の二)項及び(十六の三)項に掲げる防火対象物の地階に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が三百五十キロワット以上のもの

(ロ) (イ)に掲げるもののほか、高さ三十一メートルを超える建築物に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が三百五十キロワット以上のもの

三 天蓋、グリス除去装置及び火災伝送防止装置は、容易に清掃ができる構造とすること。

四 天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること。

2 前項に規定するもののほか、厨房設備の位置、構造及び管理の

基準については、第三条(第一項第十一号から第十四号までを除く。)の規定を準用する。この場合において第三条第三項の規定中「入力」とあるのは、「当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が」と読み替えるものとする。

(ボイラー)

第四条 ボイラーの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分を、けいそう土その他の遮熱材料で有効に被覆すること。

二 蒸気の圧力が異常に上昇した場合に自動的に作動する安全弁その他の安全装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、ボイラーの位置、構造及び管理の基準については、第三条(第一項第十一号及び第十二号を除く。)の規定を準用する。

(ストーブ)

第五条 ストーブ(移動式のものを除く。以下この条において同じ。)のうち、固体燃料を使用するものにあつては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、第三条(第一項第十一号、第十二号、第十四号及び第十七号ホを除く。)の規定を準用する。

(壁付暖炉)

第六条 壁付暖炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 背面及び側面と壁等との間に十センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、壁等が耐火構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものの場合にあつては、この限りでない。

二 厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、れんが造、石造又はコンクリートブロック造とし、かつ、背面の状況を点検することができる構造とすること。

2 前項に規定するもののほか、壁付暖炉の位置、構造及び管理の基準については、第三条(第一項第一号、第七号及び第九号から第十二号までを除く。)の規定を準用する。

(乾燥設備)

第七条 乾燥設備の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

い。

一 乾燥物品が直接熱源と接触しない構造とすること。

二 室内の温度が過度に上昇するおそれのある乾燥設備にあっては、非常警報装置又は熱源の自動停止装置を設けること。

三 火粉が混入するおそれのある燃焼排気により直接可燃性の物品を乾燥するものにあつては、乾燥室内に火粉を飛散しない構造とすること。

2 前項に規定するもののほか、乾燥設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条（第一項第十一号及び第十二号を除く。）の規定を準用する。

（サウナ設備）

第七条の二 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

二 サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を

第八編 業務（甲府地区広域行政事務組合火災予防条例）

遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条（第一項第一号及び第十号から第十二号までを除く。）の規定を準用する。

（簡易湯沸設備）

第八条 簡易湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条（第一項第六号、第十号から第十二号まで、第十四号及び第十五号、第二項第五号並びに第三項を除く。）の規定を準用する。

（給湯湯沸設備）

第八条の二 給湯湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条（第一項第十一号、第十二号及び第十四号を除く。）の規定を準用する。

（燃料電池発電設備）

第八条の三 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第三項及び第五項、第十七条の二並びに第四十四条第十号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第

一号(イを除く。)、第二号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十七号(ハ、ワ及びカを除く。)、第十八号及び第十八号の三並びに第二項第一号、第十一条第一項(第七号を除く。)並びに第十二条第一項(第二号を除く。)の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。以下この項及び第四項において同じ。)であつて出力十キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第一号(イを除く。)、第二号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十七号(ハ、ワ及びカを除く。)、第十八号及び第十八号の三並びに第二項第一号及び第四号、第十一条第一項第一号、第二号、第四号、第八号及び第十号並びに第十二条第一項第三号及び第四号の規定を準用する。

3 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第一号(イを除く。)、第二号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号、第十七号(ハ、ワ及びカを除

く。)、第十八号及び第十八号の三並びに第二項第一号並びに第十条第一項第三号の二及び第五号から第十号まで(第七号を除く。)並びに第二項並びに第十二条第一項第一号、第三号及び第四号の規定を準用する。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であつて出力十キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第一号(イを除く。)、第二号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号、第十七号(ハ、ワ及びカを除く。)、第十八号及び第十八号の三並びに第二項第一号及び第四号、第十一条第一項第八号及び第十号並びに第十二条第一項第三号及び第四号の規定を準用する。

5 前各項に規定するもののほか、燃料電池発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十一号)第三十条及び第三十四条の規定並びに電気設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十二号)第四十四条の規定の例による。

(掘ごたつ及びいろり)

第九条 掘ごたつの火床又はいろりの内面は、不燃材料で造り、又は被覆しなければならない。

2 掘ごたつ及びいろりの管理の基準については、第三条第二項第一号及び第四号の規定を準用する。

(ヒートポンプ冷暖房機)

第九条の二 ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 容易に点検することができ、位置に設けること。

二 防振のための措置を講ずること。

三 排気筒を設ける場合は、防火上有効な構造とすること。

2 前項に規定するもののほか、ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置、構造及び管理の基準については、第三条(第一項第十号から第十五号まで、第十八号、第十八号の二及び第十九号、第二項第五号並びに第三項を除く。)の規定を準用する。

(火花を生ずる設備)

第十条 グラビア印刷機、ゴムスプレッダー、起毛機、反毛機その他その操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備(以下「火花を生ずる設備」という。)の位置、構

第八編 業務 (甲府地区広域行政事務組合火災予防条例)

A [甲府広域二三]

造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 壁、天井(天井のない場合においては、屋根)及び床の火花を生ずる設備に面する部分の仕上げを準不燃材料とした室内に設けること。

二 静電気による火花を生ずるおそれのある部分に、静電気を有効に除去する措置を講ずること。

三 可燃性の蒸気又は微粉を有効に除去する換気装置を設けること。

四 火花を生ずる設備のある室内においては、常に、整理及び清掃に努めるとともに、みだりに火気を使用しないこと。

(放電加工機)

第十条の二 放電加工機(加工液として法第二条第七項に規定する危険物を用いるものに限る。以下同じ。)の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 加工槽内の放電加工部分以外における加工液の温度が、設定された温度を超えた場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること。

二 加工液の液面の高さが、放電加工部分から液面までの間に必要最小限の間隔を保つために設定された液面の高さより低下し

た場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること。

三 工具電極と加工対象物との間の炭化生成物の発生成長等による異常を検出した場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること。

四 加工液に着火した場合において、自動的に消火できる装置を設けること。

2 放電加工機の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 引火点七十度未満の加工液を使用しないこと。

二 吹きかけ加工その他火災の発生のおそれのある方法による加工を行わないこと。

三 工具電極を確実に取り付け、異常な放電を防止すること。

四 必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。

3 前二項に規定するもののほか、放電加工機の位置、構造及び管理の基準については、前条(第二号を除く。)の規定を準用する。

(変電設備)

第十一条 屋内に設ける変電設備(全出力二十キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び

管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 水が侵入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。

二 可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。

三 変電設備(消防長(消防署長)が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。)で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

三の二 キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。

三の三 第三号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。

四 屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。

五 見やすい箇所に変電設備である旨を表示した標識を設けること。

六 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入させないこと。

七 変電設備のある室内は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

八 定格電流の範囲内で使用すること。

九 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。

十 変圧器、コンデンサーその他の機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から三メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

A（甲府広域二三）

3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第一項第三号の二及び第五号から第十号までの規定を準用する。

（急速充電設備）

第十一条の二 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力五十キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 その筐体は不燃性の金属材料で造ること。

二 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

三 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

四 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

五 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続さ

れていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

六 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

七 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

八 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

九 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

十 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

十一 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

十二 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

イ 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止さ

せること。

ロ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

十三 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

十四 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第一項第二号、第五号、第八号及び第九号の規定を準用する。

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第十二条 屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 容易に点検することができる位置に設けること。

二 防振のための措置を講じた床土又は台上に設けること。

三 排気筒は、防火上有効な構造とすること。

四 発電機、燃料タンクその他の機器は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力と

する発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第十七号及び第十八号の三並びに第十一条第一項の規定を準用する。この場合において、第三条第一項第十七号ハ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第十七号及び第十八号の三、第十一条第一項第三号の二及び第五号から第十号まで並びに第二項並びに本条第一項の規定を準用する。この場合において、第三条第一項第十七号ハ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力十キロワット未満のものうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板（板厚が〇・八ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第一号（イを除く。）及び第十八号の三、第十一条第一項第七号、第八号及び第十号並びに本条第一項第二号から第四号までの規定を準用する。

一 断熱材又は防音材を使用する場合は、難燃性のものを使用す

ること。

二 換気口は、外箱の内部の温度が過度に上昇しないように有効な換気を行うことができるものとし、かつ、雨水等の浸入防止の措置が講じられているものであること。

5 前各項に規定するもののほか、内燃機関を原動力とする発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第二十七条の規定の例による。

（蓄電池設備）

第十三条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が四千八百アンペアワット・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床土又は台の上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床土又は台の上にあっては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第十条第四号並びに第十一条第一項第一号、第三号から第六号まで及び第九号の規定を準用する。

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の侵入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

- 4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第十条第四号、第十一条第一項第三号の二、第五号、第六号及び第九号並びに第二項並びに本条第一項の規定を準用する。

(ネオン管灯設備)

第十四条 ネオン管灯設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 点滅装置は、低圧側の容易に点検できる位置に設けるとともに、不燃材料で造った覆いを設けること。ただし、無接点継電器を使用するものにあつては、この限りでない。

二 変圧器を雨のかかる場所に設ける場合にあつては、屋外用のものを選び、導線引き出し部が下向きとなるように設けると。ただし、雨水の浸水を防止するために有効な措置を講じたときは、この限りでない。

三 支枠その他ネオン管灯に近接する取付け材には、木材(難燃合板を除く。)又は合成樹脂(不燃性及び難燃性のものを除く。)を用いないこと。

四 壁等を貫通する部分の碍管は、壁等に固定すること。

五 電源の開閉器は、容易に操作しやすい位置に設けること。

2 ネオン管灯設備の管理の基準については、第十一条第一項第九

号の規定を準用する。

(舞台装置等の電気設備)

第十五条 舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備(以下「舞台装置等の電気設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 舞台装置又は展示装飾のために使用する電気設備は、次によること。

イ 電灯は、可燃物を過熱するおそれのない位置に設けると。

ロ 電灯の充電部分は、露出させないこと。

ハ 電灯又は配線は、著しく動揺し、又は脱落しないように取り付けること。

ニ アークを発生する設備は、不燃材料で造ること。

ホ 一の電線を二以上の分岐回路に使用しないこと。

二 工事、農事等のために一時的に使用する電気設備は、次によること。

イ 分電盤、電動機等は、雨雪、土砂等により障害を受けるおそれのない位置に設けること。

ロ 残置灯設備の電路には、専用の開閉器を設け、かつ、

ヒューズを設ける等自動遮断の措置を講ずること。

- 2 舞台装置等の電気設備の管理の基準については、第十一条第一項第七号から第十号までの規定を準用する。

(避雷設備)

第十六条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本工業規格に適合するものとしなければならない。

- 2 避雷設備の管理については、第十一条第一項第九号の規定を準用する。

(水素ガスを充てんする気球)

第十七条 水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 煙突その他火気を使用する施設の付近において掲揚し、又はけい留しないこと。

二 建築物の屋上で掲揚しないこと。ただし、屋根が不燃材料で造った陸屋根で、その最小幅員が気球の直径の二倍以上である場合においては、この限りでない。

三 掲揚に際しては、掲揚綱と周囲の建築物又は工作物との間に水平距離十メートル以上の空間を保有するとともに、掲揚綱の固定箇所にかく等を設け、かつ、立入を禁止する旨を標示すること。ただし、前号ただし書の規定により建築物の屋上で掲揚

する場合においては、この限りでない。

- 四 気球の容積は、十五立方メートル以下とすること。ただし、観測又は実験のために使用する気球については、この限りでない。

五 風圧又は摩擦に対し十分な強度を有する材料で造ること。

六 気球に付設する電飾は、気球から三メートル以上離れた位置に取り付け、かつ、充電部分が露出しない構造とすること。ただし、過熱又は火花が生じないように必要な措置を講じたときは、気球から一メートル以上離れた位置に取り付けることができる。

七 前号の電飾に使用する電線は、断面積が〇・七五平方ミリメートル以上（文字網の部分に使用するものにあつては、〇・五平方ミリメートル以上）のものをを用い、長さ一メートル以下（文字網の部分に使用するものにあつては、〇・六メートル以下）ごと及び分岐点の付近において支持すること。

八 気球の地表面に対する傾斜角度が四十五度以下となるような強風時においては、掲揚しないこと。

九 水素ガスの充てん又は放出については、次によること。

- イ 屋外の通風のよい場所で行うこと。
ロ 操作者以外の者が近接しないように適当な措置を講ずるこ

と。

ハ 電飾を付設するものにあつては、電源を遮断^{しや}して行うこと。

ニ 摩擦又は衝撃を加える等粗暴な行為をしないこと。

ホ 水素ガスの充てんに際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

十 水素ガスが九十容量パーセント以下となつた場合においては、詰替えを行うこと。

十一 掲揚中又はけい留中においては、看視人を置くこと。ただし、建築物の屋上その他公衆の立ち入るおそれのない場所で掲揚し、又はけい留する場合にあつては、この限りでない。

十二 多数の者が集合している場所において運搬その他の取扱いを行わないこと。

(火を使用する設備に附属する煙突)

第十七条の二 火を使用する設備(燃料電池発電設備を除く。)に附属する煙突は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 構造又は材質に応じ、支わく、支線、腕金具等で固定すること。

二 可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分、小屋裏、天井裏、

床裏等において接続する場合は、容易に離脱せず、かつ、燃焼排気が漏れない構造とすること。

三 容易に清掃ができる構造とすること。

四 火粉を飛散するおそれのある設備に附属するものにあつては、火粉の飛散を防止するための有効な装置を設けること。

五 前各項に規定するもののほか、煙突の基準については、建築基準法施行令第百十五条第一項第一号から第三号まで及び第二項の規定を準用する。

(基準の特例)

第十七条の三 この節の規定は、この節に掲げる設備について、消防長又は消防署長が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるとき又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

第二節 火を使用する器具及びその使用に際し、火

災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

(液体燃料を使用する器具)

第十八条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準に

よらなければならない。

一 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長（消防署長）が認める距離以上の距離を保つこと。

イ 別表第三の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離

ロ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離

二 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

三 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。

四 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。

五 不燃性の床上又は台上で使用すること。

六 故障し、又は破損したものを使用しないこと。

七 本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。

八 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

第八編 業務（甲府地区広域行政事務組合火災予防条例）

A〔甲府広域二四〕

九 器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

十 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。

十一 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。

十二 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。

十三 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。

2 液体燃料を使用する移動式ストーブにあつては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。

（固体燃料を使用する器具）

第十九条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

一 火鉢にあつては、底部に、遮熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。

二 置ごたつにあつては、火入容器を金属以外の不燃材料で造った台上に置いて使用すること。

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱い

第八編 業務 (甲府地区広域行政事務組合火災予防条例)

三四四

の基準については、前条第一項第一号から第九号までの規定を準用する。

(気体燃料を使用する器具)

第二十条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。

2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第十八条第一項第一号から第十号までの規定を準用する。

(電気を熱源とする器具)

第二十一条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

一 通電した状態でみだりに放置しないこと。

二 安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第十八条第一項第一号から第七号まで及び第九号の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第二号及び第五号から第七号までの規定に限る。)を準用する。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第二十二条 火消つばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第十八条第一項第一号から第七号まで及び第九号の規定を準用する。

(基準の特例)

第二十二條の二 この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防長又は消防署長が、当該器具の取扱い及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めたとき又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めたときにおいては、適用しない。

第三節 火の使用に関する制限等

(喫煙等)

第二十三条 次に掲げる場所で、消防長又は消防署長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場(以下「劇場等」という。)の舞台又は客席

二 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示

場（以下「百貨店等」という。）の売場又は展示部分

三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲

四 第一号及び第二号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所

2 前項の消防長又は消防署長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第七に定めるものとしなければならない。

4 第一項の消防長又は消防署長が指定する場所（同項第三号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合
 二 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている

旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長又は消防署長が火災予防上必要と認める措置

二 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第七に定めるものとしなければならない。）

5 前項第二号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長又は消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の三十分の一以上としなければならない。ただし、消防長又は消防署長が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

7 第一項の消防長又は消防署長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防

上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

(空地及び空家の管理)

第二十四条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(たき火)

第二十五条 可燃性の物品その他の可燃物の近くにおいては、たき火をしてはならない。

2 たき火をする場合においては、消火準備その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(がん具用煙火)

第二十六条 がん具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

2 がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。

3 火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八

号)第九十一条第二号で定める数量の五分の一以上同号で定める数量以下のがん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防火処理を施したおおいをしなければならない。

(化学実験室等)

第二十七条 化学実験室、薬局等において危険物その他これに類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、第三十条、第三十一条の二第一項第二号から第十六号まで及び第二項第一号並びに第三十一条の四第一項の規定に準じて貯蔵し、又は取り扱うほか、火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(作業中の防火管理)

第二十八条 ガス若しくは電気による溶接作業、自動車の解体等の溶断作業、グラインダー等による火花を発生する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業又は鉋^{ひた}打作業(以下「溶接作業等」という。)は、可燃性の物品の附近においてこれをしてはならない。

2 自動車の解体作業においては、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性物品の除去及び消火用具の準備を行い、かつ、除去した燃料等の適切な管理を行わなければならない。

3 溶接作業等を行う場合は、火花の飛散、接炎等による火災の発

生を防止するため、湿砂の散布、散水、不燃材料による遮熱又は可燃性物品の除去及び作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

4 令別表第一に掲げる防火対象物（同表(内)項から(三)項までに掲げるものを除く。以下第四十条及び第四十一条において同じ。）及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の建築物その他の工作物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

5 作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸殻容器を設け、当該場所以外の場所では喫煙してはならない。

第四節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第二十九条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 二 煙火を消費しないこと。
- 三 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

第八編 業務（甲府地区広域行政事務組合火災予防条例）

四 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。

五 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて消防長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

六 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

七 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

第三章の二 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

（住宅用防災機器）

第二十九条の二 住宅（法第九条の二第一項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）の関係者（住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。）は、次条及び第二十九条の四に定める基準に従って、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

- 一 住宅用防災警報器（令第五条の六第一号に規定する住宅用防災警報器をいう。以下この章において同じ。）
 - 二 住宅用防災報知設備（令第五条の六第二号に規定する住宅用防災報知設備をいう。以下この章において同じ。）
- （住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準）

第二十九条の三 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分(第二号から第五号までに掲げる住宅の部分にあっては、令別表第一五項ロに掲げる防火対象物又は十六項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もっぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であつては、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。)に設けること。

一 就寝の用に供する居室(建築基準法第二条第四号に規定する居室をいう。第四号及び第五号において同じ。)

二 前号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階(建築基準法施行令第十三条第一号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。)を除く。)から直下階に通ずる階段(屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。)の上端

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階から上方に数えた階数が二以上である階に限る。)から下方に数えた階数が二である階に直上階から通ずる階段の下端(当該階段の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。)

四 第一号及び第二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であつて、居室が存する最上階(避難階から上方に数えた階数が二以上である階に限る。)

から直下階に通ずる階段の上端

五 前四号の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が七平方メートル以上である居室が五以上存する階(この号において「当該階」という。)の次に掲げるいずれかの住宅の部分

イ 廊下

ロ 廊下が存しない場合にあつては、当該階から直下階に通ずる階段の上端

ハ 廊下及び直下階が存しない場合にあつては、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端

2 住宅用防災警報器は、天井又は壁の屋内に面する部分(天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分。この項において同じ。)の次のいずれかの位置に設けること。

一 壁又ははりから〇・六メートル以上離れた天井の屋内に面する部分

二 天井から下方〇・一五メートル以上〇・五メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分

3 住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹出し口から、一・五メートル以上離れた位置に設けること。

4 住宅用防災警報器は、次の表の上欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の下欄に掲げる種別のものを設けること。

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
第一項第一号から第四号まで並びに第五号ロ及びハに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第二条第四号に掲げるものをいう。この表において同じ。）
第二項第五号イに掲げる住宅の部分	イオン化式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器規格省令第二条第三号に掲げるものをいう。）又は光電式住宅用防災警報器

5 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものでなければならない。

6 住宅用防災警報器は、前五項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

- 一 電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となつた旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換

すること。

二 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあつては、正常に電力が供給されていること。

三 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること。

四 電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。

五 自動試験機能（住宅用防災警報器等規格省令第二条第五号に規定するものをいう。次号において同じ。）を有しない住宅用防災警報器にあつては、交換期限が経過しないよう、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

六 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

（住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準）

第二十九条の四 住宅用防災報知設備の感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号。以下この章において「感知器等規格省令」という。）第二条第一号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。）は、前条第一項各号に掲げる住宅の部分

に設けること。

2 感知器は、前条第二項及び第三項に定める位置に設けること。

3 感知器は、次の表の上欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の下欄に掲げる種別のものを設けること。

住宅の部分	感知器の種別
前条第一項第一号から第四号まで並びに第五号ロ及びハに掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器(感知器等規格省令第二条第九号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第十七条第二項で定める一種又は二種の試験に合格するものに限る。この表において同じ。)
前条第一項第五号イに掲げる住宅の部分	イオン化式スポット型感知器(感知器等規格省令第二条第八号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第十六条第二項で定める一種又は二種の試験に合格するものに限る。)又は光電式スポット型感知器

4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第二十一条の二第二項の検定対象機械器具等で令第三十七条第四号から第六号までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具

等について定められた法第二十一条の二第二項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならぬ。

5 住宅用防災報知設備は、前四項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

一 受信機(受信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十九号)第二条第七号に規定するものをいう。この項において同じ。)は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所に設けること。

二 前条第一項各号に掲げる住宅の部分が存する階に受信機が設置されていない場合にあつては、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるように、当該階に補助警報装置を設けること。

三 感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるよう措置されていること。ただし、配線が感知器からはずれた場合又は配線に断線があつた場合に受信機が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。

四 感知器と受信機との間の信号を無線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、次によること。

イ 感知器と受信機との間において確実に信号を送信し、又は受診することができるところに感知器及び受信機を設けること。

ロ 受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。

五 住宅用防災報知設備は、受信機その他の見やすい箇所に容易に消えないよう感知器の交換期限を明示すること。

六 前条第六項第一号、第五号及び第六号の規定は感知器について、同条同項第二号から第四号までの規定は住宅用防災報知設備について準用する。

（設置の免除）

第二十九条の五 前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。

一 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が七十五度以下で作動時間が六十秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第十二条に定める技術上の基準に従い、又は当

該技術上の基準の例により設置したとき

二 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分に自動火災報知設備を令第二十一条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

三 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号。以下「特定共同住宅等省令」という。）第三条第三項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

四 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第三条第三項第三号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

五 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分に住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第三条第三項第四号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

六 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備

等に関する省令（平成二十二年総務省令第七号）第三条第二項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

（基準の特例）

第二十九条の六 第二十九条の二から第二十九条の四までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防長又は消防署長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最少限度に止めることができる」と認めるときにおいては、適用しない。

（住宅における火災の予防の推進）

第二十九条の七 消防長又は消防署長は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- 一 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

- 二 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進

2 甲府地区広域行政事務組合管内住民は、住宅における火災の予防を推進するため、第二十九条の三第一項に定める住宅の部分の

ほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

第四章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵

及び取扱いの技術上の基準等

第一節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準）

第三十条 法第九条の四の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- 一 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。

- 二 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。

- 三 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。

- 四 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけ

め等がないものであること。

五 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。

六 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。

(指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第三十一条 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前条に定めるもののほか、次条から第三十一条の八までに定める技術上の基準によらなければならない。

第三十一条の二 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 ためます又は油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみ上げること。
- 二 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合には、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行うこと。

A [甲府広域二二]

三 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所では、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行うこと。

四 危険物は、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱うこと。

五 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように必要な措置を講ずること。

六 危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を安全に除去した後に行うこと。

七 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。

八 危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること。

九 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。

十 危険物を加熱し、又は乾燥する場合は、危険物の温度が局部

的に上昇しない方法で行うこと。

十一 危険物を詰め替える場合は、防火上安全な場所で行うこと。

十二 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行うこと。

十三 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。

十四 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液をみだりに放置しないで安全に処置すること。

十五 バーナーを使用する場合においては、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。

十六 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

イ 固体の危険物にあっては危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号。以下「危険物規則」という。）別表第三、液体の危険物にあっては危険物規則別表第三の二の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類の項が空欄のものにあっては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に

収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。

ロ イの内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第三十九条の三第二項から第六項までの規定の例による表示をするにと。

十七 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ三メートル（第四類の危険物のうち第三石油類及び第四石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあつては、四メートル）を超えて積み重ねないこと。

2 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）にあっては、○・三メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識）並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所にあつては防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

二 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただ

し、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

三 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。

四 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

五 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。

六 引火性の熱媒体を使用する設備にあつては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。

七 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。

八 危険物を取り扱うにあつて静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

九 危険物を取り扱う配管は、次によること。

イ 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の一・五倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行つたとき漏えいその他の異常がないものであること。

ロ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。

ハ 配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあっては、この限りでない。

ニ 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ホ 配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分（溶接その他の危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができ措置を講ずること。

D〔甲府広域一六〕

へ 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。

第三十一条の三 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を屋外において架台で貯蔵する場合には、高さ六メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならない。

2 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場合（移動タンクを除く。）の周囲には容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第二条第八号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りではない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の二分の一以上指定数量未満	一メートル以上

その他の場合	
指定数量の五分の一以上二分の一未満	一メートル以上
指定数量の二分の一以上指定数量未満	二メートル以上

二 液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること。

三 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で堅固に造ること。

第三十一条の三の二 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。

二 窓及び出入口には、防火戸を設けること。

三 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透し

ない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。

四 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。

五 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

六 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

第三十一条の四 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地盤面下に埋没されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。以下この条において同じ。）に危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の一・五倍の圧力で十分間行ふ水圧試験

において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、この限りでない。

D〔甲府広域一六〕

タンクの容量	板厚
四十リットル以下	一・〇ミリメートル以上
四十リットルを超え百リットル以下	一・二ミリメートル以上
百リットルを超え二百五十リットル以下	一・六ミリメートル以上
二百五十リットルを超え五百リットル以下	二・〇ミリメートル以上
五百リットルを超え千リットル以下	二・三ミリメートル以上
千リットルを超え二千リットル以下	二・六ミリメートル以上
二千リットルを超えるもの	三・二ミリメートル以上

二 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。
三 外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。

四 圧力タンクにあっては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあっては有効な通気管又は通気口を設けること。

五 引火点が四十度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあっては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。

六 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置(ガラス管等を用いるものを除く。)を設けること。

七 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。

八 タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。

九 タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。

十 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。

十一 屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

第三十一条の五 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当

該タンクの容量を超えてはならない。

2 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第二項第三号から第五号まで及び第七号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第四類の危険物のタンクで、その外面がエポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の腐食性を有する材料により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあっては、この限りでない。

二 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあっては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。

三 タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること。

四 タンクは、厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては七十キロパスカルの圧力で、

圧力タンクにあっては最大常用圧力の一・五倍の圧力で、それぞれ十分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

五 危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。この場合において、軽量口を設けるタンクについては、軽量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずること。

六 タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。

七 タンクの周囲に二箇所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。

第三十一条の六 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第三十一条の四第一項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入するときは、当該他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結するか、又は注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。）により注入すること。

二 タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油に支障がない範囲の注油速度で前号に定める注

入ノズルにより引火点が四十度以上の第四類の危険物を容器に詰め替える場合は、この限りでない。

三 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクに入れ、又はタンクから出すときは、当該タンクを有効に接地すること。

四 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクにその上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端をタンクの底部に着けること。

2 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第三十一条の四第二項第三号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 火災予防上安全な場所に常置すること。

二 タンクは、厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては七十キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の一・五倍の圧力で、それぞれ十分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

三 タンクは、Ｕボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに

相当する部分に強固に固定すること。

四 常用圧力が二十キロパスカル以下のタンクにあっては二十キロパスカルを超え二十四キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が二十キロパスカルを超えるタンクにあっては常用圧力の一・一倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。

五 タンクは、その内部に四千リットル以下ごとに完全な間仕切を厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。

六 前号の間仕切により仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第四号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切により仕切られた部分の容量が二千リットル以上のものにあつては、厚さ一・六ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。

七 マンホール及び注入口のふたは、厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。

八 マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出しているタンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。

九 タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができると併等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講ずること。

十 タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。

十一 タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。

第三十一条の七 指定数量の五分以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 第一類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、アルカリ金属の過酸化物及びこれを含むものにあつては、水との接触を避けること。

二 第二類の危険物は、酸化剤との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては水又は酸との接触を避け、引火性固体にあつてはみだりに蒸気を発生させないこと。

三 自然発火性物品（第三類の危険物のうち危険物の規制に関する政令第一条の五第二項の自然発火性試験において同条第三項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。）にあつては炎、火花若しくは高温体との接近、過熱又は空気との接触を避け、禁水性物品（第三類の危険物のうち同令第一条の五第五項の水との反応性試験において同条第六項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。）をいう。）にあつては水との接触を避けること。

四 第四類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

五 第五類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。

六 第六類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱を避けること。

2 前項の基準は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うにあつて、同項の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じなければならない。

第三十一条の八 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を

貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備は、第三十一条の二から第三十一条の六までの位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。

第三十一条の九 第三十条から前条までの規定にかかわらず、指定数量未満の第四類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、当該各条の規定は、適用しない。

（品名又は指定数量を異にする危険物）

第三十二条 品名又は指定数量を異にする二以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量の五分の一の数値で除し、その商の和が一以上となるときは、当該場所は指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

第二節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第三十三条 別表第八の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第六号に規定する可燃性固体類をいう。以下同

じ。)及び可燃性液体類(同表備考第八号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに指定数量の五分の一以上指定数量未満の第四類の危険物のうち動植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

一 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

イ 可燃性固体類(別表第八備考第六号ニに該当するものを除く。)にあつては危険物規則別表第三の危険物の類別及び危険等級の別の第二類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の五分の一以上指定数量未満の第四類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第三の二の危険物の類別及び危険等級の別の第四類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類の項が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

ロ イの内装容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化

学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が三百ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

二 可燃性液体類等(別表第八備考第六号ニに該当するものを除く。)を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ四メートルを超えて積み重ねないこと。

三 可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

四 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うにあつて、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

一 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類(以下「可燃性固体類等」という。)にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数(貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第

八に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。
以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、
指定数量の五分の一以上指定数量未満の第四類の危険物のうち
動植物油類にあっては一メートル以上の幅の空地をそれぞれ保
有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類		タンク又は金 属製容器		その他の場合	
可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅	一以上二十未満	二十以上二百未満	二百以上	一以上二十未満
		一以上二十未満	二十以上二百未満	二百以上	二十以上二百未満
		一以上二十未満	二十以上二百未満	二百以上	二百以上
		一以上二十未満	二十以上二百未満	二百以上	二百以上

二 別表第八で定める数量の二十倍以上の可燃性固体類等を屋内
において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を
不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に
幅一メートル（別表第八で定める数量の二百倍以上の可燃性固

D（甲府広域一六）

体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、三メートル）以上の空
地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他
の工作物内にあっては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆っ
た室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

3

前二項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱
い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術
上の基準については、第三十条から第三十一条の八まで（第三十
一条の二第一項第十六号及び第十七号、第三十一条の三第二項第
一号並びに第三十一条の七を除く。）の規定を準用する。

（綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第三十四条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物
（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲
げる技術上の基準によらなければならない。

一 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに
火気を使用しないこと。

二 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、係員以外
の者をみだりに出入りさせないこと。

三 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理
及び清掃を行うこと。この場合において、危険物と区分して整
理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、地震等により容易

に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。

四 綿花類等のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、一日一回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。

五 再生資源燃料(別表第八備考第五号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。)のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの(以下「廃棄物固形化燃料等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

イ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、適切な水分管理を行うこと。

ロ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、適切な温度に保持された廃棄物固形化燃料等に限り受け入れること。

ハ 三日を超えて集積する場合には、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講じることができるよう五メートル以下の適切な集積高さとすること。

ニ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、温度、可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を常に監視すること。

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

一 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

二 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類(別表第八備考第九号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)以外のものを集積する場合には、一集積単位の面積が二百平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類(同表備考第七号に規定する石炭・木炭類をいう。)にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

(一)	区 分	
	面	距
面積が五十平方メートル以下の集積単位相互間	積	離
	一メートル以上	

(一)	面積が五十平方メートルを超え二百平方メートル以下の集積単位相互間	二メートル以上
-----	----------------------------------	---------

三 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

イ 集積する場合においては、一集積単位の面積が五百平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区 分		距 離
(一)	面積が百平方メートル以下の集積単位相互間	一メートル以上
(二)	面積が百平方メートルを超え三百平方メートル以下の集積単位相互間	二メートル以上
(三)	面積が三百平方メートルを超え五百平方メートル以下の集積単位相互間	三メートル以上

ロ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場合の周囲には、一メートル（別表第八で定める数量の二十倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、三メートル）以上の

空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ハ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等の必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ニ 別表第八に定める数量の百倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

四 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号イ及びニの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

イ 廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。

ロ 別表第八で定める数量の百倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化

燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合はこの限りでない。

第三十四条の二 別表第八で定める数量の百倍以上の再生資源燃料(廃棄物固形化燃料等に限る。)、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前二条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

第三節 基準の特例

(基準の特例)

第三十四条の三 この章(第三十条、第三十一条の七及び第三十二条を除く。以下同じ。)の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長又は消防署長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができる

と認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

第五章 避難管理

(劇場等の客席)

第三十五条 劇場等の屋内の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 いすは、床に固定すること。
- 二 いす背(いす背のない場合にあっては、いす背に相当するいすの部分。以下この条及び次条において同じ。)の間隔は、八十センチメートル以上とし、いす席の間隔(前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいう。以下この条において同じ。)は、三十五センチメートル以上とし、座席の幅は、四十センチメートル以上とすること。
- 三 立見席の位置は、客席の後方とし、その奥行は、二・四メートル以下とすること。
- 四 客席(最下階にあるものを除く。)の最前部及び立見席を設ける部分とその他の部分との間には、高さ七十五センチメートル以上の手すりを設けること。

五 客席の避難通路は、次によること。

イ いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席の基準席数（八席にいす席の間隔が三十五センチメートルを超える一センチメートルごとに一席を加えた席数（二十席を超える場合にあっては、二十席とする。）をいう。以下この条において同じ。）以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に二分の一を乗じて得た席数（一席未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）以下ごとに縦通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。

ロ イの縦通路の幅は、当該通路のうち避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該通過人数に〇・六センチメートルを乗じて得た幅員（以下「算定幅員」という。）以上とすること。ただし、当該通路の幅は、八十センチメートル（片側のみがいす席に接する縦通路にあっては、六十センチメートル）未満としてはならない。

ハ いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席二十席以下ごと及び当該客席の部分の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路を保有すること。ただし、当該通路の幅は、一メートル未満としてはならない。

ニ まず席を設ける客席の部分には、横に並んだまず席二まず以下ごとに幅四十センチメートル以上の縦通路を保有すること。

A〔甲府広域二〇〕

と。

ホ イからニまでの通路は、いずれも客席の避難口（出入口を含む。以下同じ。）に直通させること。

第三十六条 劇場等の屋外の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 いすは、床に固定すること。

二 いす背の間隔は、七十五センチメートル以上とし、座席の幅は、四十センチメートル以上とすること。ただし、いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、いす背の間隔を七十センチメートル以上とすることができる。

三 立見席には、奥行三メートル以下ごとに、高さ一・一メートル以上の手すりを設けること。

四 客席の避難通路は、次によること。

イ いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす座十席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、二十席）以下ごとに、その両側に幅八十センチメートル以上の通路を保有すること。ただし、五席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、十席）以下ごとに通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。

ロ いす席を設ける客席の部分には、幅一メートル以上の通路を、各座席から歩行距離十五メートル以下でその一に達し、

かつ、歩行距離四十メートル以下で避難口に達するように保有すること。

ハ ます席を設ける客席の部分には、幅五十センチメートル以上の通路を、各ますがその一に接するように保有すること。

ニ ます席を設ける客席の部分には、幅一メートル以上の通路を、各ますから歩行距離十メートル以内でその一に達するように保有すること。

(基準の特例)

第三十六条の二 前二条の規定の全部又は一部は、消防長又は消防署長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

(キャバレー等の避難通路)

第三十七条 キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの(以下「キャバレー等」という。)及び飲食店の階のうち当該階における客席の床面積が百五十平方メートル以上の階の客席には、有効幅員一・六メートル(飲食店にあっては、一・二メートル)以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席七個以上を通過しないで、その一に達するように保有しなければならない。

(ディスコ等の避難管理)

第三十七条の二 ディスコ、ライブハウスその他これらに類するも

の(以下「ディスコ等」という。)の関係者は、非常時において、すみやかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを保たなければならない。

(個室型店舗の避難管理)

第三十七条の三 カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するもの(以下「個室型店舗」という。)の遊興の用に供する個室(これに類する施設を含む。)に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

(百貨店等の避難通路等)

第三十八条 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が百五十平方メートル以上の階の売場又は展示場には、屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する幅一・二メートル(売場又は展示場の床面積が三百平方メートル以上のものにあつては、一・六メートル)以上の主要避難通路を一以上保有しなければならない。

2 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が六百平方メートル以上の売場又は展示場には、前項の主要避難通

路のほか、有効幅員一・二メートル以上の補助避難通路を保有しなければならない。

3 百貨店等に避難の用に供することができる屋上広場を設けた場合は、当該広場を避難上有効に維持しなければならない。

(劇場等の定員)

第三十九条 劇場等の関係者は、次の各号に定めるところにより、収容人員の適正化に努めなければならない。

一 客席の部分ごとに、次のイからハまでによって算定した数の合計数(以下「定員」という。)を超えて客を入場させないこと。

イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を四十センチメートルで除して得た数(一未満のはしたの数は、切り捨てるものとする。)とする。

ロ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を〇・二平方メートルで除して得た数

ハ その他の部分については、当該部分の床面積を〇・五平方メートルで除して得た数

二 客席内の避難通路に客を収容しないこと。

三 一のみす席には、屋内の客席にあっては七人以上、屋外の客

第八編 業務 (甲府地区広域行政事務組合火災予防条例)

A [甲府広域二〇]

席にあっては十人以上の客を収容しないこと。

四 出入口その他公衆の見やすい場所には、当該劇場等の定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること。

(避難施設の管理)

第四十条 令別表第一に掲げる防火対象物の避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設は、次に定めるところにより、避難上有効に管理しなければならない。

一 避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように常に維持すること。

二 避難口に設ける戸は、外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とすること。ただし、劇場等以外の令別表第一に掲げる防火対象物について避難上支障がないと認められる場合においては、内開き以外の戸とすることができる。

三 前号の戸には、施錠装置を設けてはならない。ただし、非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの又は屋内からかき等を用いることなく容易に解錠できる構造であるものにあつては、この限りでない。

(防火設備の管理)

第四十一条 令別表第一に掲げる防火対象物の防火設備は、防火区

画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物が存置されないよう防火上有効に管理しなければならない。

(準用)

第四十二条 第三十五条から第三十六条の二まで及び第三十七条の二から前条までの規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。

第六章 雑則

(防火対象物の使用開始の届出等)

第四十三条 令別表第一に掲げる防火対象物(同表(㊦)項及び(㊧)項に掲げるものを除く。)をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の七日前までに、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第四十四条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

一 熱風炉

二 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉

三 前号に掲げるもののほか、据付面積二平方メートル以上の炉

(個人の住居に設けるものを除く。)

三の二 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が三百五十キロワット以上の厨房設備

四 入力七十キロワット以上の温風暖房機(風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。)

五 ボイラー又は入力七十キロワット以上の給湯湯沸設備(個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第一条第三号に定めるものを除く。)

六 乾燥設備(個人の住居に設けるものを除く。)

七 サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

七の二 入力七十キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ
冷暖房機

八 火花を生ずる設備

八の二 放電加工機

九 高圧又は特別高圧の変電設備(全出力五十キロワット以下のものを除く。)

十 燃料電池発電設備(第八条の三第二項又は第四項に定めるものを除く。)

十一 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの(第十二条第四項に定めるものを除く。)

十二 蓄電池設備

十三 設備容量二キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備

十四 水素ガスを充てんする気球

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第四十五条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

一 火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為

二 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け

三 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催

四 水道の断水又は減水

五 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事

(指定洞道等の届出)

第四十五条の二 通信ケーブル又は電力ケーブル(以下「通信ケーブル等」という。)の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物(通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りする隧道に限る。)で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長又は消防署長が指定したもの(以下「指定洞道等」という。)に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

A [甲府広域二二]

一 指定洞道等の経路及び出入口、換気口等の位置

二 指定洞道等の内部に敷設されている主要な物件

三 指定洞道等の内部における火災に対する安全管理対策

2 前項の規定は、同項各号に掲げる事項について重要な変更を行う場合について準用する。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第四十六条 指定数量の五分の一以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の二分の一以上)指定数量未満の危険物及び別表第八で定める数量の五倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。

(タンクの水張検査等)

第四十七条 消防長又は消防署長は、前条第一項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。

(委任)

第四十八条 この条例の実施のための手続きその他その施行につい

て必要な事項は、規則で定める。

第七章 罰則

(罰則)

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の規定に違反して指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者

二 第三十一条の規定に違反した者

三 第三十三条又は第三十四条の規定に違反した者

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条に係る罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 甲府地区広域行政事務組合火災予防条例(昭和四十八年条例第二十四号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日において現に使用されている燃料タンク及び危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに係る基準については、改正後の甲府地区広域行政事務組合火災予防条例(以下「新条例」という。)第三条第一項第十七号及び第三十一条第二十一号から第二十三号までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日において現に使用されている液体燃料を使用する移動式のストープについては、第十八条第二項の規定は、昭和五十二年十月三十一日までの間適用しない。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第四百五号。第九項において「改正政令」という。)による危険物の規制に関する政令第一条第一項の規定の改正により、新たに指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの(以下この項から第八項までにおいて「新規対象」という。)のうち、第三十一条の二第二項第九号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。

一 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、

漏れない構造であること。

二 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成二十四年七月一日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

7 新規対象のうち、第三十一条の二第一項第十六号ロに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成二十五年十二月三十一日までの間は、適用しない。

8 新規対象のうち、第三十一条の二第二項第一号から第八号まで、第三十一条の三の二（第三号を除く。）又は第三十一条の四第二項（第一号、第十号及び第十一号を除く。）に定める基準に適用しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が第六項第二号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成二十五年六月三十日までの間は、適用しない。

9 改正政令による危険物の規制に関する政令第一条第一項の規定の改正により新たに指定数量の五分の一以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の二分の一以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成二十四年十二月三十一日までにその旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

附 則（昭和五五年条例第三号）

1 この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

2 この条例施行の際、現に存する建築物のうち、現にその屋内において合成樹脂類（改正後の甲府地区広域行政事務組合火災予防条例（以下「新条例」という。）別表第四の備考五に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）を貯蔵し、又は取り扱っているものについては、新条例第三十四条第五号ハの規定は、この条例施行の日から起算して二年を経過するまでの間は、適用しない。

3 この条例施行の際、現に合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っている者に対する新条例第四十六条の規定の適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは、「昭和五十五年四月一日から三十日以内」とする。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五九年条例第二号）

1 この条例は、昭和五十九年六月一日から施行する。

2 改正後の甲府地区広域行政事務組合火災予防条例（以下「新条例」という。）第三条の二第一項第一号ハの規定は、この条例の施行後に設置される別表第三から別表第六までに掲げる気体燃料又は液体燃料を使用するふろがまについて適用し、この条例の施行前に設置されている当該ふろがまについては、なお従前の例による。

3 この条例施行の際、現に常圧下において可燃性ガスを大気中に滲出する性質を有する合成樹脂類を屋内において貯蔵し、又は取り扱っているものについては、新条例第三十四条第六号の規定は、この条例施行の日から起算して二年を経過するまでの間は、適用しない。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年条例第六号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存する洞道等で通信ケーブル等を敷設している場合は、昭和六十一年五月三十一日までの間は適用しない。

附 則 (平成元年条例第一〇号)

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二年五月二十三日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(液体燃料を使用する炉及びかまどの附属設備に関する経過措置)

第二条 この条例の施行の際、現に使用されている燃料タンクのうち、改正後甲府地区広域行政事務組合火災予防条例 (以下「新条

例」という。) 第三条第一項第十七号ニに定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、同号ニの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する経過措置)

第三条 この条例の施行の際、現に危険物又は危険物以外の物品を貯蔵し、又は取り扱っているもので、新たに指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもの (以下「新規対象」という。) 及び現に指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもので、引き続き指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもの (以下「既存対象」という。) のうち、消防法の一部を改正する法律 (昭和六十三年法律第五十五号) の施行に伴い新条例第四章第一節に定める基準に適合しないこととなるものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、次項から第十二項までに定めるものを除き、施行日から起算して一年間は、同節の規定によることを要しない。

2 新規対象のうち、新条例第三十一条の四第一号若しくは第十二号又は第三十一条の五第一号から第四号まで若しくは第五号 (計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずることとする部分に限る。) に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定

は、当該新規対象が次に掲げる基準のすべてに適合し、かつ、タンクが鋼板その他の金属板（地下タンクにあつては、タンクが鋼板その他の金属板又はガラス繊維強化プラスチック）で造られて
いる場合に限り、適用しない。

一 タンクは、漏れない構造であること。

二 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

3 新規対象のうち、新条例第三十一条の二第九号又は第三十一条の三第一項第一号若しくは第二項第三号（適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設ける部分に限る。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が前項第二号に掲げる基準に適合している場合に限り、適用しない。

4 新規対象のうち、新条例第三十一条の四第十号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が第二項第二号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成五年十一月二十二日までの間は、適用しない。

5 新規対象のうち、新条例第三十一条の三第一項第二号又は第二項第一号、第二号若しくは第三号（床は危険物が浸透しない構造

とする部分に限る。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が第二項第二号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成四年五月二十二日までの間は、適用しない。

6 新規対象のうち、新条例第三十一条の三第二項第四号、第三十一条の五第七号又は第三十一条の六第二号、第四号から第九号まで若しくは第十二号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、平成四年五月二十二日までの間は、適用しない。

7 既存対象のうち、新条例第三十一条の二第九号、第三十一条の三第一項第一号若しくは第二項第三号（適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設ける部分に限る。）、第三十一条の四第一号若しくは第十二号又は第三十一条の五第一号若しくは第五号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該既存対象が当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、なお従前の例による。

8 既存対象のうち、新条例第三十一条の四第十号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、当該既存対象が当該既存対象に係

A〔甲府広域二二〕

る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、平成五年十一月二十二日までの間は、なお従前の例による。

9 既存対象のうち、新条例第三十一条の三第二項第二号又は第二項第一号若しくは第三号(床は危険物が浸透しない構造とする部分に限る。)に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該既存対象が当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、平成四年五月二十二日までの間は、なお従前の例による。

10 既存対象のうち、新条例第三十一条の三第二項第四号、第三十条の五第七号又は第三十一条の六第九号若しくは第十二号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成四年五月二十二日までの間は、なお従前の例による。

11 既存対象のうち、新条例第三十一条の二第三号、第七号若しくは第八号又は第三十一条の三第二項第五号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これ

らの規定にかかわらず、平成三年五月二十二日までの間は、なお従前の例による。

12 既存対象のうち、新条例第三十一条の二第一号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、平成二年十一月二十二日までの間は、なお従前の例による。

13 新条例第三十一条の二第十九号ロの規定による表示は、平成三年五月二十二日までの間は、同号の規定によらないことができる。

(指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する経過措置)

第四条 この条例の施行の際、現に新条例別表第七に定める数量以上の可燃性固体類及び可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱っているもの並びに現に動植物油類を貯蔵し、又は取り扱っているもので新たに指定数量の五分の一以上指定数量未満の動植物油類を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもののうち、新条例第三十三条第一項第一号又は第二号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、可燃性固体類及び可燃性液体類にあっては可燃性固体類及び可燃性液体類の数量が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている可燃性固体類及び可燃性液体類の数量を超えず、動植物油類にあっては動植物油類の数量が、施行日において現に貯蔵し、又は取り

扱っている動植物油類の数量を超えない場合に限り、適用しない。

2 新条例第三十三条第一項第三号ロの規定による表示は、平成三年五月二十二日までの間は、同号の規定によらないことができる。

3 この条例の施行の際、現に新条例別表第七に定める数量以上の綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っているものについては、平成二年十一月二十二日までの間は、新条例第三十四条第五号の規定によることを要しない。

4 この条例の施行の際、現に新条例別表第七に定める数量以上の石炭・木炭類を貯蔵し、又は取り扱っているものうち、新条例第三十四条第六号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成三年五月二十二日までの間は、適用しない。

5 この条例の施行の際、現に新条例別表第七に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っているもののうち、新条例第三十四条第七号ロ又はハに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該合成樹脂類の数量が施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている合成樹脂類の数量を超えない場合に限り、平成四年五月二十二日までの間は、適用しない。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出に関する経過

措置)

A [甲府広域二二]

第五条 この条例の施行の際、現に危険物又は危険物以外の物品を貯蔵し、又は取り扱っている者で、新たに指定数量の五分の一以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の二分の一以上)指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるものに対する新条例第四十六条第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成二年十一月二十二日(施行日の前日)において消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十一条第一項の規定により許可を受けていたものにあつては、平成二年八月二十二日)までに」とする。

2 施行日前に行つた改正前の甲府地区広域行政事務組合火災予防条例(以下「旧条例」という。)第四十六条の規定による特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う旨の届出は、新条例第四十六条第一項の規定による指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う旨の届出とみなす。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行の際、現に新条例別表第七に定める数量の五倍以上(可燃性固体類、可燃性液体類及び合成樹脂類にあつては、同表に定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている者に対する新条例第四十六条第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成二年十一月二十二日(施行日の前日)において消防法第十一条第一項の規定により許可を受けていたものにあつては、平成二

年八月二十二日)までに」とする。

4 施行日前に旧条例第四十六条の規定による届出を行っていた者で、施行日以降新条例第四十六条第一項の規定による届出を要しないこととなるものについては、施行日から起算して三月以内にその旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成四年条例第四号)

(施行期日)

1 この条例は、平成四年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に設置されている炉、ふろがま、温風暖房機、厨房設備、ボイラー、ストーブ、壁付暖炉、乾燥設備、サウナ設備、簡易湯沸設備、給湯湯沸設備、ヒートポンプ冷暖房機、放電加工機、発電設備、蓄電池設備及び避雷設備(以下「炉等」という。)又は現に設置の工事中である炉等のうち、改正後の甲府地区広域行政事務組合火災予防条例(以下「新条例」という。)第三条第一項第十七号(新条例第九条の二第二項及び第十条第三項において準用する場合に限る。)、第十八号の二(新条例第三条の二第二項、第三条の三第二項、第三条の四第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第七

条の二第二項、第八条第二項及び第八条の二第二項において準用する場合を含む。)、第十八号の三(新条例第三条の二第二項、第三条の三第二項、第三条の四第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第七条の二第二項、第八条第二項、第八条の二第二項、第九条の二第二項並びに第十二条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)及び第十九号(新条例第三条の二第二項、第三条の三第二項、第三条の四第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第七条の二第二項、第八条第二項、第八条の二第二項、第九条の二第二項、第十条第二項、第十条の二第二項、第十条の三第二項、第十一条第二項、第十二条第三項及び第十三条第四項において準用する場合に限る。)並びに第十六条第一項の規定に適合しないものに係る位置及び構造の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に設置されている厨房設備又は現に設置の工事中である厨房設備のうち、新条例第三条の四第一項第三号及び第四号の規定に適合しないものに係る構造の基準については、これらの規定にかかわらず、平成五年六月三十日までの間、

なお従前の例による。

4 この条例の施行の際、現に設置されている図記号による標識については、当分の間、新条例第二十三条第三項及び第四項後段の規定によらないことができる。

5 この条例の施行の際、現に存する劇場等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の劇場等のうち、新条例第三十五条第二号及び第五号の規定に適合しないものに係る客席の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

6 この条例の施行の際、現に消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）別表第一に掲げる防火対象物に設けられている避難口のうち、新条例第四十条第四号（新条例第四十二条において準用する場合を含む。）に適合しないものに係る管理の基準については、同号の規定にかかわらず、平成五年六月三十日までの間、なお従前の例による。

7 この条例の施行の際、現に新条例第四十四条第三号の二、第七号の二、第八号の二及び第十一号（屋外に設けるものに限る。）に掲げる設備を設置している者に対する同条の規定の適用については、同条中「設置しようとする者は、あらかじめ」とあるのは、「設置している者は、平成四年十月一日までに」とする。

附 則（平成六年条例第二号）

第八編 業務（甲府地区広域行政事務組合火災予防条例）

A〔甲府広域二〇〕

1 この条例は、平成七年二月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年条例第四号）

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年条例第四号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十一年十月一日から施行する。ただし、別表第一(イ)の項及び同表(七)の項の改正規定は、平成十一年四月一日から、第三十一条の二第九号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に存する指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの構造のうち、改正後の甲府地区広域行政事務組合火災予防条例（以下「新条例」という。）第三十一条の五第四号（新条例第三条第四項（新条例第三条の二第二項、第三条の三第二項、第三条の四第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第七条の二第二項、第八条第二項、第八条の二第二項及び第九条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。）に定める基準に適合しない

いものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に存する指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの構造のうち、新条例第三十一条の六第二号(新条例第三十三条第二項において準用する場合を含む。)及び第三十一条の六第四号(新条例第三十三条第二項において準用する場合を含む。)に定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際、現に存する別表第三及び別表第四中の乾燥設備及び調理用器具(バーナーが露出している卓上型こんろ(一口))並びに別表第五及び別表第六中の移動式ストーブ(強制対流型で温風を前方向に吹き出すものは除く。)については、新条例別表第三から別表第六までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年条例第一〇号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年条例第八号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一二年条例第九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年条例第一〇号)

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十四年六月一日から施行する。ただし、附則第二条及び第三条第一項の規定は、公布の日から施行し、平成十三年十二月一日から適用する。

(指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する経過措置)

第二条 消防法の一部を改正する法律(平成十三年法律第九十八号。以下「改正法」という。)による消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)別表第五類の項の規定の改正により新たに指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもの(以下「新規対象」という。)のうち、甲府地区広域行政事務組合火災予防条例(以下「火災予防条例」という。)第三十一条の二第九号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限る、適用しない。

一 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、

漏れない構造であること。

二 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成十三年十二月一日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

2 新規対象のうち、火災予防条例第三十一条の四第一号又は第十二号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が前項第二号に掲げる基準に適合するとともに、当該新規対象のタンクが、鋼板その他の金属板で造られ、かつ、漏れない構造である場合に限る、適用しない。

3 新規対象のうち、火災予防条例第三十一条の二第十九号ロに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成十四年十一月三十日までの間は、適用しない。

4 新規対象のうち、火災予防条例第三十一条の二第一号から第八号まで、第三十一条の三又は第三十一条の四（第一号、第十一号及び第十二号を除く。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が第一項第二号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成十四年五月三十一日までの間は、適用しない。

（指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出に関する経過措置）

第三条 改正法による消防法別表第五類の項の規定の改正により新たに指定数量の五分の一以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の二分の一以上。以下この条において同じ。）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成十四年五月三十一日までにその旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

2 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていた者で、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成十三年政令第三百号）による危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第七号の規定の改正により新たに改正後の火災予防条例別表第八に定める数量以上の可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成十四年八月三十一日までにその旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

3 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていた者で、改正法による消防法別表備考第十六号及び第十七号の規定の改正により新たに火災予防条例第四十六条第一項の規定による届出をすることを要しないこととなる者は、平成十四年八月三十一日までにその旨を消防長（消防署長）に届け出

第八編 業務（甲府地区広域行政事務組合火災予防条例）

三五二〇

なければならない。

附 則（平成一四年条例第五号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に設置されている炉、ふろがま、温風暖房機、厨房設備、ボイラー、ストーブ（移動式のものを除く）、乾燥設備、サウナ設備、簡易湯沸設備、給湯湯沸設備及びヒートポンプ冷暖房機（以下この項において「炉等」という。）又は現に設置の工事中である炉等のうち、改正後の甲府地区広域行政事務組合火災予防条例第三条第一項第一号（改正後の甲府地区広域行政事務組合火災予防条例第三条の二第二項、第三条の三第二項、第三条の四第二項、第四条第二項、第五条第二項、第七条第二項、第八条、第八条の二及び第九条の二第二項において準用する場合を含む。）又は第七条の二第一項第一号の規定に適合しないものに係る位置の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一四年条例第六号）

- 1 条例は、平成十四年十月二十五日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年条例第三号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第三号）

（施行期日）

- 第一条 この条例は、平成十七年十二月一日から施行する。

（経過措置）

- 第二条 この条例の施行の際、現に存する廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う施設については、当該施設が次の各号のすべてに適合する場合に限り、当分の間、改正後の甲府地区広域行政事務組合火災予防条例（以下「新条例」という。）第三十四条第一項第五号ハの規定は、適用しない。
 - 一 五メートル以下の適切な高さを超えることとなるのは、施設の保安確保のために必要な最少限度の回数に止めることとし、かつ、それぞれ連続するおおむね二箇月以内の期間であること。

- 二 前号の期間においては、適切な発熱・発火防止対策及び発火時の適切な拡大防止策が講じられていること。

- 第三条 この条例の施行の際、現に新条例別表第八に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っている屋外の場合のうち、新条例第三十四条第二項第三号ロに定める基準に適合しない場所の位置、構造及び設備に係る基準については、同号ロの規定

は、平成十九年十一月三十日までの間は、これを適用しない。

2 この条例の施行の際、現に新条例別表第八に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っている屋内の場所のうち、新条例第三十四条第二項第三号ハ（異なる取扱いを行う場合の取り扱い場所の相互の間を区画する部分に限る。）に定める基準に適合しない場所の位置、構造及び設備に係る基準については、同号ハの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 この条例の施行の際、現に新条例別表第八に定める数量以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）を貯蔵し、又は取り扱っている場所のうち、新条例第三十四条第二項第四号に定める基準に適合しない場所の位置、構造及び設備に係る基準については、平成十九年十一月三十日までの間は、これを適用しない。

2 この条例の施行の際、現に新条例別表第八に定める数量以上の再生資源燃料を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者に対する新条例第四十六条の規定の適用については、同条第一項中「あらかじめ」とあるのは、「平成十七年十二月三十一日まで」とする。

（検討）

第五条 新条例第三十四条第一項第五号ハに規定する集積高さについては、科学的見地に基づき検討を加えられ、その結果に基づ

第八編 業務（甲府地区広域行政事務組合火災予防条例）

き、その見直しについて検討を行うものとする。

附 則（平成一七年条例第四号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に存する住宅（新条例第二十九条の二に規定する住宅をいう。以下この項において同じ。）における同条各号に掲げる住宅用防災警報器若しくは住宅用防災報知設備（以下この項において「住宅用防災警報器等」という。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅に係る住宅用防災警報器等が新条例第二十九条の二から第二十九条の五までの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準に適合しないときは、当該住宅用防災警報器等については、平成二十三年五月三十一日までの間、これらの規定は、適用しない。

附 則（平成一七年条例第五号）

（施行期日）

第一条 この条例は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第三十一条の五、第四十九条及び別表第八備考第七号の改正

規定並びに附則第五条 公布の日

二 第一条、第三条第四項及び第二十七条の改正規定並びに附則

第六条 平成十七年十二月一日

三 第二十九条の五に三号を加える改正規定 平成十九年四月一日

(経過措置)

第二条 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備のうち、改正後の甲府地区広域行政事務組合火災予防条例(以下「新条例」という。)第八条の三の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

第三条 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている内燃機関を原動力とする発電設備のうち、新条例第十二条の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている火を使用する設備に付属する煙突のうち、新条例第十七条の二の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条 この条例の公布の際現に存する指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの構造の

うち、新条例第三十一条の五第一号(新条例第三条第四項(新条例第三条の二第二項、第三条の三第二項、第三条の四第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第七条の二第二項、第八条、第八条の二及び第九条の二第二項において準用する場合を含む。))及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。)に定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年条例第一〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年条例第三号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存する個室型店舗又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の個室型店舗のうち、改正後の甲府地区広域行政事務組合火災予防条例第三十七条の三の規定に適合しないものに係る個室(これに類する施設を

含む。)に設ける避難通路に面する戸の基準については、同条の規定は、平成二十三年三月三十一日までの間は、適用しない。

附 則 (平成二二年条例第七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第二十九条の五の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。）のうち、改正後の甲府地区広域行政事務組合火災予防条例第八条の三の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

附 則 (平成二二年条例第九号)

この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二四年条例第二号)

この条例は、平成二十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成二四年条例第三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年十二月一日から施行する。
- (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の第十一条の二の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

附 則 (平成二六年条例第三号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

第八編 業務 (甲府地区広域行政事務組合火災予防条例)
別表第一及び別表第二 削除

別表第三（第三条、第十八条関係）

D〔甲府広域一三〕

種	炉								類
	開放炉以外				開放炉				
入	力	上方	側方	前方	後方	備考	離隔距離（センチメートル）		
式半 密閉	浴室 内設置	内 が ま	外 が ま で バ ー ナ ー の し 口 の な い も の	未 使 用 温 度 が 三 百 度 の も の	使 用 温 度 が 三 百 度 以 上 の も の	使 用 温 度 が 八 百 度 以 上 の も の	使 用 温 度 が 三 百 度 未 満 の も の	使 用 温 度 が 八 百 度 以 上 の も の	
ふ 気 不	ろ 体 燃	が 燃 以	ま 料 外	—	—	—	—	—	
注		一 ン プ 槽 成 る ト ン 離 の ・ 浴 ロ （ 樹 が ル チ は 離 浴 ピ ポ 脂 と メ 〇 隔 槽 槽 レ リ 浴 合 す セ と							

式半密閉		
浴室外設置		
内 が ま	取 外 の が ま で 出 し 口 の あ る 一	取 外 の が ま で 出 し 口 の な い 一
ワ 二 ッ ト 一 以 下 キ ロ	ワ 二 ッ ト 一 以 下 キ ロ	ワ 二 ッ ト 一 以 下 キ ロ
て以キナ当にをのふ 下ロ一該あもバろ かでワがっつ一用 つあッ七バてもナ以 っト十一はの一外	ト一ナふて以キナ当にをのふ 以キ一ろ下ロ一該あもバろ 下ロが用かでワがっつ一用 ワ二バつあッ七バてもナ以 ッ十一、っト十一はの一外	ト一ナふて以キナ当にをのふ 以キ一ろ下ロ一該あもバろ 下ロが用かでワがっつ一用 ワ二バつあッ七バてもナ以 ッ十一、っト十一はの一外
—	—	—
一五	一五	一五
六〇	六〇	一五
—	一五	一五

等合はの場
る。ルチは
とメ二セ
す一

ふ ろ が ま 気 体 燃 料			
不燃	不燃	以外	
式半密閉	屋外用	密閉式	
浴室内設置			
取外が のり出 し口バ ーナ ない			
ワ二 ット ー トキ 下ロ	ワ二 ット ー トキ 下ロ	ワ二 ット ー トキ 下ロ	
ワ四にをのふ ットあもバろ ト二つつ用 以キてもナ以 下ロはの1外	ト一ナふて以キナ当にをのふ 以キ1ろ、下ロ1該あもバろ 下ロが用かでワがつつ用 ワ二バつあッ七バてもナ以 ット1、ット十1はの1外	ト一ナふて以キナ当にをのふ 以キ1ろ、下ロ1該あもバろ 下ロが用かでワがつつ用 ワ二バつあッ七バてもナ以 ット1、ット十1はの1外	ト一ナふ 以キ1ろ 下ロが用 ワ二バ ット1
—	六〇	—	
四 注・ 一五	一五	注 一二	
—	一五	二	
四・ 五	一五	二	

式半密閉		
ふ 気 不	ろ 体	が 燃 ま 料 燃
浴室外設置		
も 取 外 の 出 し 口 の あ る 一	も 取 外 の 出 し 口 の あ る 一	内 が ま
ワ 二 ッ ト 一 以 下	ワ 二 ッ ト 一 以 下	ワ 二 ッ ト 一 以 下
ト一ナふて以キナ当にをのふ 以キ一ろ、下ロ一該あもバろ 下ロが用かでワがっつ一用 ワニバつあッ七バてもナ以 ッ十一、つト十一はの一外	ト一ナふて以キナ当にをのふ 以キ一ろ、下ロ一該あもバろ 下ロが用かでワがっつ一用 ワニバつあッ七バてもナ以 ッ十一、つト十一はの一外	ワ四にをのふ ッ十あもバろ ト二つ一用 以キてもナ以 下ロはの一外
—	—	—
四・五	四・五	—
—	—	—
四・五	四・五	—

ふ 気 不		ろ 体		が 燃		ま 料 燃	
屋外用		密閉式	式半密閉				
			浴室外設置				
			内がま				
ワ ッ 十 ト ー 以 下 キ ロ	て 以 キ ナ 当 に を の ふ ろ 用 以 外 、 下 ロ 、 該 あ も バ ろ 、 ワ が ツ 七 、 ッ 十	ト ー ナ ふ て 以 キ ナ 当 に を の ふ ろ 用 以 外 、 下 ロ 、 該 あ も バ ろ 、 ワ が ツ 七 、 ッ 十	ワ ッ 十 ト ー 以 下 キ ロ	て 以 キ ナ 当 に を の ふ ろ 用 以 外 、 下 ロ 、 該 あ も バ ろ 、 ワ が ツ 七 、 ッ 十			
三〇				—			
四・五				注 一 二			—
—	四・五	二	—				
四・五			—				

温風暖房機								ふろがま					
液体燃料				気体燃料				液体燃料					
不燃			不燃以外			不燃以外・不燃			右記に分類されないもの	不燃	不燃以外		
半密閉式			半密閉式			閉式	式・密	半密閉					
						隠ぺい	ナーが	バー					
強制対流型			強制対流型			強制対流型							
強制排気型	ものに	温風に全周方に吹き出すもの	強制給排気型	強制排気型	ものに	温風に全周方に吹き出すもの	ものに	温風に前方向に吹き出すもの					
二十六キロワット以下	二十六キロワット以下	七十キロワット以下	二十六キロワット以下	二十六キロワット以下	二十六キロワット以下	二十六キロワット以下	二十六キロワット以下	二十六キロワット以下	十九キロワット以下	—	三十九キロワット以下	三十九キロワット以下	ふろ用バーナーが二十ト以下
五〇	八〇	八〇	六〇	六〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四・五	六〇	五〇	六〇	
五	一五〇	五	一〇	一〇	一五〇	一五	一五	一五	四・五	一五	五	一五	
—	—	—	一〇〇	一〇〇	一五〇	注二 一〇〇	一五〇	一五〇	六〇	六〇	—	一五	
五	一五〇	五	一〇	一〇	一五〇	一五	一五	一五	四・五	一五	五	一五	

注二…風道を使用するにあつては、十五センチメートルとす。

注四・機器本体の上方は側方の距離を隔す。

D
〔甲府広域二三〕

ボ 気											
イ 体						ラ 燃					
不 燃						燃 以 外					
屋外用		密閉式	半密閉式	開放式		屋外用		密閉式	半密閉式	開放式	
フールドを付け る場合	フールドを付け ない場合			フールドを付け る場合	フールドを付け ない場合	フールドを付け る場合	フールドを付け ない場合			フールドを付け る場合	フールドを付け ない場合
四十二キロワット以下	四十二キロワット以下	四十二キロワット以下	四十二キロワット以下	七キロワット以下	七キロワット以下	四十二キロワット以下	四十二キロワット以下	四十二キロワット以下	十二キロワット以下 十二キロワットを超え四十 二キロワット以下	七キロワット以下	七キロワット以下
一〇	三〇	四・五	一	一〇	三〇	一五	六〇	四・五	一	一五	四〇
四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	一五	一五	四・五	四・五	四・五	四・五
一	一	一	一	一	一	一五	一五	四・五	四・五	四・五	四・五
四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	一五	一五	四・五	四・五	四・五	四・五

ス ト ー プ						燃 料					
燃 料		燃 料		燃 料		燃 料		燃 料		燃 料	
不燃以外	燃	燃	燃	燃	燃	燃	燃	燃	燃	燃	燃
式半 密閉	閉式・密閉	開放式	閉式・密閉	開放式	開放式	式半 密閉	燃	燃	燃	燃	燃
自然対流型	バーナーが隠ぺ	バーナーが露出	バーナーが隠ぺ	バーナーが露出	バーナーが露出	自然対流型	壁掛け型、つ	自然対流型	壁掛け型、つ	自然対流型	壁掛け型、つ
機器の全周か ら熱を放散す るもの	機器の上方又 は前方に熱を 放散するもの	自然対流型	壁掛け型、つ	自然対流型	壁掛け型、つ	自然対流型	壁掛け型、つ	自然対流型	壁掛け型、つ	自然対流型	壁掛け型、つ
三十九キロワット以下	三十九キロワット以下	十九キロワット以下	七キロワット以下	十九キロワット以下	七キロワット以下	二十キロワット以下	二十キロワット以下	二十キロワット以下	二十キロワット以下	二十キロワット以下	二十キロワット以下
一五〇	一五〇	六〇	一五	六〇	三〇	一五	一五	一五	一五	一五	一五
一五	一〇〇	四・五	一五	四・五	六〇	一五	一五	一五	一五	一五	一五
一〇〇	一〇〇	四・五 注・五五	八〇	四・五 注・五五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一五	一〇〇	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五

右記に分類されないもの

注五
熱対流
方向に
集まる
場所
中央に
ある
場合は
注五
とす
る

簡易湯沸設備				乾燥設備				液体燃料			
気体燃料以外				気体燃料以外				不燃			
開放式				右記に分類されないもの				右記に分類されないもの			
瞬間型		常圧貯蔵型		内部容積が一立方メートル以上のもの		内部容積が一立方メートル未満のもの		開放式		半密閉式	
フイドを付けない場合		フイドを付ける場合		フイドを付けない場合		フイドを付ける場合		衣類乾燥機		機器の全周から熱を放散するもの	
十二キロワット以下		十二キロワット以下		七キロワット以下		七キロワット以下		五・八キロワット以下		三十九キロワット以下	
一五	四〇	一五	四〇	五〇	一〇〇	一五	一五	一五〇	一五〇	一二〇	一二〇
四・五	四・五	四・五	四・五	三〇	五〇	四・五	四・五	一〇〇	一〇〇	五	一〇〇
四・五	四・五	四・五	四・五	五〇	一〇〇	一	四・五	一五〇	一五〇	一	一
四・五	四・五	四・五	四・五	三〇	五〇	四・五	四・五	一〇〇	一〇〇	五	一〇〇

備 設 料 燃 湯 体 易 簡 氣 不													
外 以 燃 不													
密閉式			半密閉式	開放式				屋外用		密閉式			半密閉式
瞬間型		常圧貯蔵型		瞬間型		常圧貯蔵型				瞬間型		常圧貯蔵型	
壁掛け型、据置型	調理台型			フールドを付ける場合	フールドを付けない場合	フールドを付ける場合	フールドを付けない場合	フールドを付ける場合	フールドを付けない場合	壁掛け型、据置型	調理台型		
十二キロワット以下	十二キロワット以下	十二キロワット以下	十二キロワット以下	十二キロワット以下	十二キロワット以下	七キロワット以下	七キロワット以下	十二キロワット以下	十二キロワット以下	十二キロワット以下	十二キロワット以下	十二キロワット以下	十二キロワット以下
四・五	—	四・五	—	一〇	三〇	一〇	三〇	一五	六〇	四・五	—	四・五	—
四・五	〇	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	一五	一五	四・五	〇	四・五	四・五
—	—	—	—	—	—	—	—	一五	一五	四・五	—	四・五	四・五
四・五	〇	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	一五	一五	四・五	〇	四・五	四・五

給湯湯沸設備燃料外										液体燃料			
屋外用				密閉式				式半密閉		不燃	不燃以外	屋外用	
瞬間型		常圧貯蔵型		瞬間型		常圧貯蔵型		瞬間型		常圧貯蔵型		フイードを付けない場合	フイードを付ける場合
フイードを付ける場合	フイードを付けない場合	フイードを付ける場合	フイードを付けない場合	壁掛け型、据置型	調理台型								
十二キロワットを超え七十キロワット以下	十二キロワットを超え七十キロワット以下	十二キロワットを超え四十キロワット以下	十二キロワットを超え四十キロワット以下	十二キロワットを超え七十キロワット以下	十二キロワットを超え七十キロワット以下	十二キロワットを超え四十キロワット以下	十二キロワットを超え四十キロワット以下	十二キロワットを超え七十キロワット以下	十二キロワットを超え七十キロワット以下	十二キロワット以下	十二キロワット以下	十二キロワット以下	十二キロワット以下
一五	六〇	一五	六〇	四・五	—	四・五	四・五	—	—	二〇	四〇	一〇	三〇
一五	一五	一五	一五	四・五	〇	四・五	四・五	一五	一五	一・五	四・五	四・五	四・五
一五	一五	一五	一五	四・五	—	四・五	四・五	一五	一五	—	一五	—	—
一五	一五	一五	一五	四・五	〇	四・五	四・五	一五	一五	一・五	四・五	四・五	四・五

右記に分類されないもの	給湯		湯		湯		沸		設		備	
	液体燃料		気		体		燃		料		燃	
	不燃	不燃以外	不									
			屋外用		密閉式		瞬間型		瞬間型		瞬間型	
			瞬間型	常圧貯蔵型	瞬間型	常圧貯蔵型	瞬間型	調理台型	瞬間型	常圧貯蔵型	瞬間型	常圧貯蔵型
			フールドを付ける場合	フールドを付けない場合	フールドを付ける場合	フールドを付けない場合	壁掛け型、据置型					
一	十二キロワット以下	十二キロワットを超え七十キロワット以下	十二キロワットを超え七十キロワット以下	十二キロワットを超え七十キロワット以下	十二キロワットを超え四十キロワット以下	十二キロワットを超え四十キロワット以下	十二キロワットを超え七十キロワット以下	十二キロワットを超え七十キロワット以下	十二キロワットを超え四十キロワット以下	十二キロワットを超え七十キロワット以下	十二キロワットを超え四十キロワット以下	十二キロワットを超え四十キロワット以下
六〇	五〇	六〇	一〇	三〇	一〇	三〇	四・五	—	四・五	—	—	—
一五	五	一五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	〇	四・五	四・五	四・五	四・五
六〇	—	一五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一五	五	一五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	〇	四・五	四・五	四・五	四・五

移動ストーブ					ガス								
液体燃料以外					気体燃料				燃料				
不燃					不燃				燃以外				
開放式					開放式				開放式				
開放式					バーナーが隠		バーナーが露		バーナーが隠		バーナーが露		
強制対流型			自然対流型		放射型	強制対流型	自然対流型	全周放射型	前方放射型	強制対流型	自然対流型	全周放射型	前方放射型
温風に全周を向ける		温風に前方を向ける											
七キロワット以下		七キロワットを超え十二キロワット以下	十二キロワット以下		七キロワット以下	七キロワット以下	七キロワット以下	七キロワット以下	七キロワット以下	七キロワット以下	七キロワット以下	七キロワット以下	七キロワット以下
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一五〇	一〇〇	四・五	八〇	八〇	八〇	四・五	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一五〇	一五	五〇	一〇〇	五〇	四・五	四・五	八〇	一五	四・五	四・五	一〇〇	三〇
一〇〇	一五〇	一〇〇	五〇	一〇〇	一〇〇	六〇	四・五 注五	八〇	八〇	六〇	四・五 注五	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一五〇	一五	五〇	一〇〇	二〇	四・五	四・五	八〇	四・五	四・五	四・五	一〇〇	四・五

調理用器具			移動式ストーブ						
気体燃料以外			固体燃料	液体燃料					
開放式				不燃					
加熱部が開放	バーナーが露出			開放式					
	卓上型コンロ付 卓上型グリル (二口以上)			強制対流型		自然対流型		放射型	
卓上型グリル	卓上型コンロ付	卓上型コンロ (一口)	—	七キロワット以下	七キロワットを超え十二キロワット以下	十二キロワット以下	七キロワット以下	七キロワットを超え十二キロワット以下	七キロワット以下
七キロワット以下	十四キロワット以下	五・八キロワット以下	—	七キロワット以下	七キロワットを超え十二キロワット以下	十二キロワット以下	七キロワット以下	七キロワットを超え十二キロワット以下	七キロワット以下
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八〇	八〇	八〇	八〇	一二〇	八〇
一五	注一四五	一五	注五〇六	一〇〇	一五〇	五	三〇	一〇〇	三〇
一五	一五	一五	注五〇六	—	—	—	—	—	—
一五	注一四五	一五	注五〇六	一〇〇	一五〇	五	三〇	一〇〇	五

注六
…方向性を有するもの
を…のつては
も…のつては
あ…のつては
百…のつては
と…のつては
メ…のつては
と…のつては

		電気温風機		移動式こんろ		調理用器具		
		電気		固体燃料	液体燃料		気体燃料	
		不燃	不燃以外		不燃	不燃以外	不燃	燃
						ペがナバ い隠し		
						隠加 べ熱部 いが		
						下)リ(圧 ット内容調 トル積理器 以〇	ル容炊 以下飯器 (炊飯 リット 以下)	卓上型オー ン・グリ (フールドを付 ける場合)
四・八キロワット以下(一 口当たり二キロワットを超 え三キロワット以下)		二キロワット以下	二キロワット以下	—	六キロワット以下	六キロワット以下	—	四・七キロワット以下
—	一〇〇	注七〇	四・五 注七五	一〇〇	八〇	一〇〇	一五	一五
注二八〇	二	注七〇	四・五 注七五	三〇	〇	一五	四・五	四・五
—	二	注七	四・五 注七五	三〇	—	一五	—	—
注二八〇	二	注七〇	四・五 注七五	三〇	〇	一五	四・五	四・五

注八 体上機器の本
注七 吹き出しの
方向は、あ
つて、六十
センチメー
ルとす
る。

D
〔甲府広域一三〕

電子レンジ 電 気		電気天火 電 気		電磁誘導加熱式調理器 電 気				電 気 レ ン ジ			
不燃	不燃以外	不燃	不燃以外	不燃	不燃以外	こんろ形態のもの		不燃			
電熱装置を有するもの	電熱装置を有するもの										
二キロワット以下	二キロワット以下	二キロワット以下	二キロワット以下	四・八キロワット以下(一口当たり三キロワット以下)	四・八キロワット以下(一口当たり三キロワット以下)	四・八キロワット以下(一口当たり三キロワット以下)		四・八キロワット以下(一口当たり三キロワット以下)		四・八キロワット以下(一口当たり三キロワット以下)	
一〇	一〇	一〇	一〇	一	八〇						
四・五 注十五	四・五 注十五	四・五 注十五	四・五 注十五	注八〇	〇	注一八〇	二	注八〇	〇	注一八〇	二
一	四・五 注十五	一	四・五 注十五	一	一	一	二	一	一	一	二
四・五 注十	四・五 注十	四・五 注十	四・五 注十	注八〇	〇	注一八〇	二	注八〇	〇	注一八〇	二

注十
面・排
ては十
トンチ
る。と
ルメ
す

電気乾燥機		電気乾燥器		電 気 ス ト ー プ					
電	機	電	器	電			ス		
不燃	不燃以外	不燃	不燃以外	不燃			不燃以外		
衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	食器乾燥器	食器乾燥器	自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)
三キロワット以下	三キロワット以下	一キロワット以下	一キロワット以下	二キロワット以下	二キロワット以下	二キロワット以下	二キロワット以下	二キロワット以下	二キロワット以下
注四・五 十一	四・五	○	四・五	八〇	八〇	八〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
注十二〇	四・五	○	四・五	○	八〇	一五	四・五	一〇〇	三〇
注十二一	四・五	一	四・五	一	一	一	四・五	一〇〇	一〇〇
注十二〇	四・五	○	四・五	○	八〇	四・五	四・五	一〇〇	四・五

注十一
に排気口
を有する
機械器具
にあつて
は、メー
とル
とす

器 水 温 電 気		電 気	
不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	十キロワット以下	四・五
不燃	温度過昇防止装置を有するもの	十キロワット以下	○
		○	○
		一	○
		○	○
注十二…排気口…面にはあつて四・五センチメートルとする。			

備考一 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。

二 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

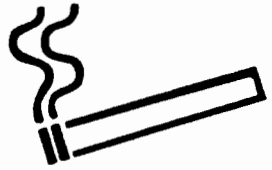
三 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

別表第四 削除

別表第五 削除

別表第六 削除

別表第七（第二十三条関係）

表 示 の 種 類	図 記 号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白

別表第八(第三十三条、第三十四条、第三十四条の二、第四十六条
関係)

品名	数量
綿花類	キログラム 二〇〇
木毛及びかんなくず	四〇〇
ぼろ及び紙くず	一、〇〇〇
糸類	一、〇〇〇
わら類	一、〇〇〇
再生資源燃料	一、〇〇〇
可燃性固体類	三、〇〇〇
石炭・木炭類	一〇、〇〇〇
可燃性液体類	立方メートル 二
木材加工品及び木くず	一〇

備考

合成樹脂類	
発泡させたもの	その他のもの
二〇	キログラム 三、〇〇〇

A [甲府広域二五]

- 一 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻系原料をいう。
- 二 ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの(動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。)をいう。
- 三 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸(糸くずを含む。)及び繭をいう。
- 四 わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- 五 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- 六 可燃性固体類とは、固体で、次のイ、ハ又はニのいずれかに該当するもの(一気圧において、温度二〇度を超え四〇度以下の間において液状となるもので、次のロ、ハ又はニのい

第八編 業務 (甲府地区広域行政事務組合火災予防条例)

三五四〇

ずれかに該当するものを含む。)をいう。

イ 引火点が四〇度以上一〇〇度未満のもの

ロ 引火点が七〇度以上一〇〇度未満のもの

ハ 引火点が一〇〇度以上二〇〇度未満で、かつ、燃焼熱量が三四キロジュール毎グラム以上であるもの

ニ 引火点が二〇〇度以上で、かつ、燃焼熱量が三四キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が一〇〇度未満のもの

七 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。

八 可燃性液体類とは、法別表第一備考第十四号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第十五号及び第十六号の総務省令で定める物品で一気圧において温度二〇度で液状であるもの、同表備考第十七号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で一気圧において温度二〇度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品(一気圧において、温度二〇度で液状であるものに限る。)で一気圧において引火点が二五〇度以上のものをいう。

九 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂

製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず(不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。)をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

〔次の条例は、編集時現在未施行〕

○甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

（平成二十六年七月三十日
条例 第五号）

甲府地区広域行政事務組合火災予防条例（昭和五十一年十月条例第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 避難管理（第三十五条―第四十二条）」を「第五章

章 避難管理（第三十五条―第四十二条）」を「第五章の二 屋外催しに係る防火管理（第四十二条の二・第四十二条の

三）」に改める。

第十八条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。

第十九条第二項中「第九号」を「第九号の二」に改める。

第二十一条第二項中「及び第九号」を「第九号及び第九号の二」に改める。

第二十二条中「及び第九号」を「第九号及び第九号の二」に改

第八編 業務（甲府地区広域行政事務組合火災予防条例）

める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 屋外催しに係る防火管理

（指定催しの指定）

第四十二条の二 消防長又は消防署長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものであるとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第五条の二第一項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長又は消防署長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防長又は消防署長は、第一項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

（屋外催しに係る防火管理）

第四十二条の三 前条第一項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを

第八編 業務 (甲府地区広域行政事務組合火災予防条例)

三五四二(一三五六二)

開催する日の十四日前までに(当該指定催しを開催する日の十四日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を選定した後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わなければならない。

一 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

二 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

三 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第四十五条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

四 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

五 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第一項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の十四日前までに(当該指定催しを開催する日の十四日前の日以後に前条第一項の指定を受けた場合にあっては、消防長又は消防署長が定める日までに)、前項の規定による計画を消防長又

は消防署長に提出しなければならない。

第四十五条に次の一号を加える。

六 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)

第四十九条に次の一号を加える。

四 第四十二条の三第二項の規定に違反して、同条第一項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者第五十条中「法人の代表者」を「法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人」に、「各本条に係る罰金刑」を「同条の刑」に改め、ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成二十六年十二月一日から施行する。ただし、この条例の施行の日から起算して十四日を経過する日までに終了する催しについては、この条例による改正後の甲府地区広域行政事務組合火災予防条例第四十二条の二及び第四十二条の三の規定は適用しない。